

# メディカルツーリズムに必要なこと

日本国における外国人患者受入について



©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

1

## はじめに

**Point1** 本報告は、外国人患者を訪日渡航患者様と定義

日本に在住している外国人患者様は対象外

**Point2** 当社の経験を踏まえた提案

他社考察・論文・調査結果考察と違う場合がある

**Point3** 中国・ベトナム・ロシア市場を対象

当社取扱いが多い訪日渡航患者様を対象



©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

2

## MEDICAL TOURISMの分類

### 1.技術的問題(Medical Technology)

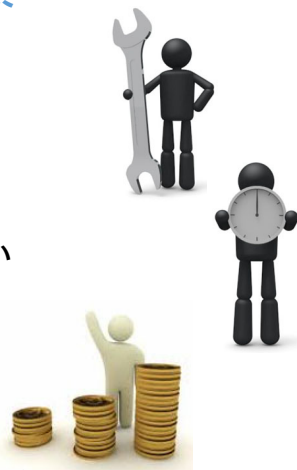
医療技術が低い・無い

### 2.時間的問題(Time Reduction)

医療を受けるまでの待機時間が長い

### 3.金銭的問題(Cost)

医療費が高い



©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

3

## 在日外国人と渡航医療目的外国人 ～受入の区別が必要～

### 日本の公的保険証を持っているか

平成24年7月9日から、外国人住民も「住民基本台帳制度」の対象

3ヶ月を超えて日本に滞在する外国人は、国民健康保険に加入

公的保険証無し  
↓  
渡航外国人患者

(1) 中长期在留者 (在留カード交付対象者)	我が国に在留資格をもって在留する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された者や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者等以外の者。 改正後の入管法の規定に基づき、上陸許可等在留に係る許可に伴い在留カードが交付されます。
(2) 特別永住者	入管特例法により定められている特別永住者。 改正後の入管特例法の規定に基づき、特別永住者証明書が交付されます。
(3) 一時庇護許可者又は仮滞在許可者	入管法の規定により、船舶等に乗っている外国人が難民の可能性のある場合などの要件を満たすときに一時庇護のための上陸の許可を受けた者（一時庇護許可者）や、不法滞在者が難民認定申請を行い、一定の要件を満たすときに仮に我が国に滞在することを許可された者（仮滞在許可者）。 当該許可に際して、一時庇護許可書又は仮滞在許可書が交付されます。
(4) 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者	出生又は日本国籍の喪失により我が国に在留することとなった外国人。 入管法の規定により、当該事由が生じた日から60日を限り、在留資格を有することなく在留することができます。

©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

4

総務省のWEBサイトより引用

## 外国人患者受入について

居住国で金銭的・時間的・技術的問題で居住国の医療に満足できない理由で日本での治療を求めている。

多発性転移がん等の状態良くない治療希望が多いのが現状

国際医療支援室の業務は医療連携室の業務に近似

(日本人)紹介元関連医療機関 = (外国人)国際医療コーディネーター

## 外国人患者の特徴

### Point1 自国の医療不信

自国の医師の治療方針、治療結果に対して性悪説で物事を考えている。安心・安全な日本で治療希望。

### Point2 自国の医療技術が低い、医療費が高額・不透明

日本の治療費は技術が高く、かつ比較的安価であると感じている。

### Point3 日本の治療計画のみを知りたい

セカンドオピニオンと同じ。患者自身が自国で受けた治療計画と比較検討したい要望が有る。(=治療は自国で行う事が多い)

## 外国人患者が提供する医療情報の特徴

### Point1 最新のDICOM画像情報が無い場合が有る

提供された医療情報のみ参考に暫定治療計画案として提示→【来院時に精密検査を行い正式な治療計画をたてる】という流れへ※問合せ時と違う場合は治療受入不可の場合有と必ず記載する

### Point2 DICOM画像情報の撮影条件が悪く読影が難しい場合が有る

提供された医療情報のみ参考に暫定治療計画案として提示→【来院時に精密検査を行い正式な治療計画をたてる】という流れへ※問合せ時と違う場合は治療受入不可の場合有と必ず記載する

### Point3 治療方法の希望が日本の医療状況とかい離している場合が有る

患者様希望する治療よりも良い治療方法が有れば医師意見として書けば喜ばれます。

【(例文)患者様の希望された治療方法よりは●●の治療方法を推奨します】

## 参考価格・治療期間一覧表があるとよい

### Point1 治療行為毎での参考価格を知りたい。

自国の医療費、又は他国と比較してコストパフォーマンスが良いか検討

### Point2 治療方法・治療期間を知りたい。

標準的治療以外に特徴的な治療法が有れば知りたい。

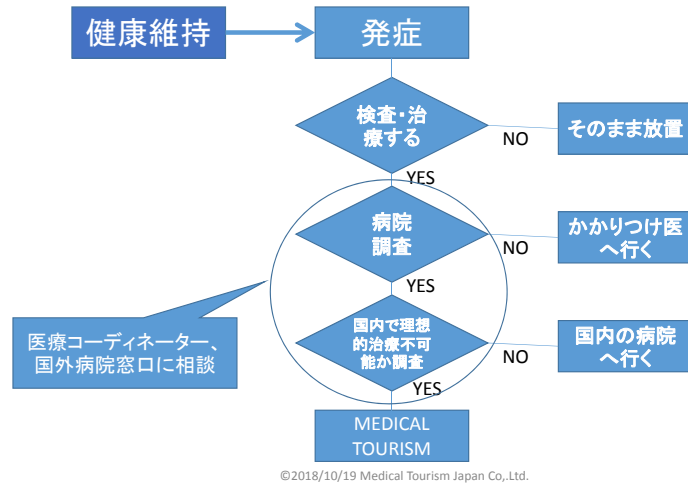
治療開始から終了までの予定期間を知りたい。

### Point3 問合せに迅速回答を求める。

他国は24時間以内に医師から患者様へ回答をする医療機関も存在している。

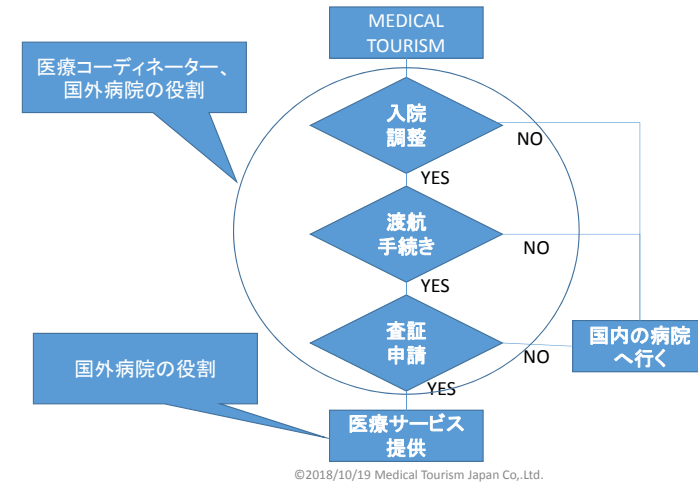


## 患者意思決定プロセス概図①



9

## 患者意思決定プロセス概図②



10

## 国際医療支援室を設立した場合

### Point1 医療翻訳・通訳、現場対応が可能な職員雇用が必要

外国人患者様の受入に関わる全般業務を行う。

個々の患者様の治療希望の受付対応が必要。

### Point2 国際問題発展への危険回避対策が必要

日本人用のIC同意書のみでは不足部分が多々ある。

国際問題に発展しない対策が必要。

### Point3 未収金対策、予約取消、突然の受診来院の防止対策が必要

認証医療渡航支援企業 (AMTAC)、医療滞在ビザに係る身元保証機関、又は複数該当する企業と連携しなければ、トラブルを誘引する可能性が高まる。

©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co., Ltd.

11

## 国際医療コーディネーターの活用を推奨

### Point1 外国人問合せ窓口業務の負担軽減が可能です。

受入医療機関の代わりに国際医療コーディネーターが外国人患者様の受入に関わる全般業務を行います。受入医療機関は地域連携病院からの紹介患者様の受入業務に似た作業を行うだけで構いません。※医療連携室の業務に近似

### Point2 国際問題発展・治療費未回収への危険回避が可能です。

外国人患者様の訴訟対策を考慮した同意書、契約書締結などを行い、治療見積概算額事前払いを条件としております。また、受入医療機関の代理として事前ICを現地語に翻訳を行い、事前に説明と同意が可能です。

### Point3 受入実績が豊富な国際医療コーディネーターとの提携を推奨します。

医療滞在ビザに係る身元保証機関(外務省登録)、Medical Excellence JAPAN正会員、認証医療渡航支援企業 (AMTAC)、上場関連企業(経営状況確認容易性)のいずれか、又は複数該当する企業ではないと受入技術が低くトラブルを誘引する可能性が高まります。

©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co., Ltd.

12



## 粗悪な国際医療コーディネーター企業に注意

- ・患者を紹介後、完全に病院任せ
- ・患者には病気が治ると説明
- ・治療費支払責任は取らない
- ・・・など様々なトラブルに巻き込まれる可能性があります

©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

13

## 実務例

©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

14

## 国際医療コーディネーター経由での受入の場合 ～WEBの対応について～

[初めて受診される外国人の患者様へ]

当院では、外国に居住している患者様の受診を行っております。しかし、(1)治療で長期間の日本滞在、(2)何度も日本に来ていただく可能性が有る、(3)治療費支払時に必要な治療費の現金持ち込み制限などが有るため医療滞在査証を取得後の受診を条件としております。

医療滞在ビザを取得し、当院への受診調整は、医療滞在ビザに係る身元保証機関であるメディカルツーリズム・ジャパン株式会社(MEDICAL TOURISM JAPAN Co.,Ltd.

<http://medical-hokkaido.com/>)等の医療コーディネーターを通じて当院への受診依頼を行なって下さい。

また、医療滞在ビザが無くても60日以上日本国内に滞在可能な査証を持っている患者様も治療費支払時に必要な治療費の現金持ち込み制限などが有りますので必ず医療コーディネーターを通じて当院との受診予約調整をお願いしております。

©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

15

## 国際医療コーディネーター経由での受入の場合① ～対応業務についての流れ～

**Step1** 国際医療コーディネーターより、外国語の医療情報を日本語訳で纏めた【①医療情報提供書】と、CT・MRIなどの【②DICOM画像】を医療機関様に提供。※②は無い場合が有ります。

**Step2** ①②情報を、担当診療科の医師へ提供していただき【治療受入可能か?】【受入可能の場合:治療計画】【受入不可の場合:不可理由】を確認していただく。

**Step3** 担当医師が作成した受入可能時期、治療計画に基づき治療費概算額を医事課と連携して試算。その情報が記載された受入可否回答書を国際医療コーディネーターへ書面にて通知

**Step4** 国際医療コーディネーターが外国人患者へ担当医師の回答書面原本と翻訳を通知

**Step5** 外国人患者は治療費用を国際医療コーディネーターへ支払い(前受保証金として受領)

**Step6** 治療後→国際医療コーディネーターが医療機関に治療費用を代理支払い

**Step7** 医療機関からの請求書・領収書を渡し、国際医療コーディネーターが外国人患者へ返金

©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

16

## 国際医療コーディネーター経由での受入の場合② ～外国人患者の受入可能となった場合～

**Point1** 受入可否報告は1週間以内を望んでいる。

日本以外の国外を検討している患者様の場合、対応が速い他国(アメリカ・ドイツ・シンガポール・韓国・イスラエル)を選択する場合は有る。

**Point2** 治療費概算より高くなることを望みません。

治療途中で追加処置が発生することが考えられる。

100-200万円を治療予備費が必要と通知したほうが無難。

**Point3** 受入医療機関より国際医療コーディネート企業利用の条件を事前通知  
事前通知しなければ、治療費未収対応・査証身元保証管理・治療同意書管理など  
受入医療機関で業務全般を行う事になる。

©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

17

## 国際医療コーディネーター経由での受入の場合③ ～外国人患者の受入可能となった場合～

**Step1-1** 治療費概算額を治療保証金請求書として作成

請求書は患者名で発行、国際医療コーディネーター経由で**患者様へ必ず提示**。治療方針の途中変更を考え、試算金額に100-200万円を治療予備費用の計上が理想。

**Step1-2** 受入可否報告書を作成

患者名で発行 → 国際医療コーディネーター経由で外国人患者様へ提示

(治療方法、治療期間、概算見積、受入可能日を必ず記載)

**※問合せ時と状態が違う場合は治療受入不可の場合有と必ず記載**

**Step2** 治療方針・危険性の同意、支払能力の計測をします。

国際医療コーディネーターが代理で行う。

**患者様から未収金となってもコーディネート企業責任として支払いを行う。**

©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

18

## トラブル例



©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

19

## 友達のふり診療 (国際問題・訴訟対策が必要)

**Point1** 日本在住の友人らしき人物と外国人患者が突然来院

初診窓口から行けば1点30円が10円とならないか。通訳・翻訳が出来ない。

・・・国際医療コーディネーターを通さず安価に済む(コーディネート費用・通訳費用)

**Point2** 通訳・翻訳は友人らしき人物で行うから大丈夫と言う

医療機関様として「近親者で有れば大丈夫だろう」と考える。

・・・通訳・翻訳過誤があった場合は責任問題に発展防止策は?

**Point3** 法外な医療費を外国人患者が支払った

患者様に法外な治療費をその友人らしき人物が徴収していた。

・・・陽子線治療に2000万支払った事例があった。



©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

20



## 入金・返金名義が違う (マネーロンダリングの疑いに巻き込まれる)

**Point1** 診療費用入金を患者名義で振り込むように指示したが違う名義

国際送金手続きを家族、又は代理人(現地エージェント含む)が振込した。

・・・会計処理・内部&外部監査手続き上、指摘事項になる可能性がある。

**Point2** 診療費用を保証金として受領後、返金口座名義が入金名義と違う

返金作業する際に、銀行から返金(日本側)・入金(外国側)が拒否された。

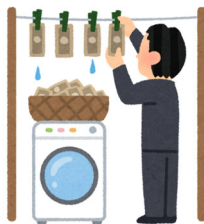
・・・会計処理・内部&外部監査手続き上、指摘事項になる可能性がある。

**Point3** 複数回入金で入金名義がバラバラで違う(中国)

国際送金手続き上、中国では個人が人民元を直接海外に送金することが出来ない。

※個人外貨管理弁法実施細則(匯発[2007]1号)」「人民銀行公告[2004]第18号」

人民元を外貨に換金する手続きが必要1人当たり年間50,000USドルの制限がある。



©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

21

## 未収金となった (前払い・当日会計が必要)

**Point1** 支払は後払い。患者様のカードで払うから大丈夫

VISAカード持ってるから大丈夫・・・端末errorで支払えず

・・・中国国内限定のクレジットカード。後日支払いに来ない、帰国後に音信不通となった。

**Point2** 退院日・診療日が休診日で医事課・会計が不在、後日清算に来ない

日本では、後日会計に来院してもらう手続きと同様に行ったが支払いに来るのか不安

・・・後日支払いに来ない、帰国後に音信不通となった。

**Point3** 支払いは銀聯ではなくwechatpay alipayを要求

銀聯カード端末は準備していたが、wechatpay alipayの端末が無かった



©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

22

ご清聴ありがとうございました

[info@medical-hokkaido.com](mailto:info@medical-hokkaido.com)

©2018/10/19 Medical Tourism Japan Co.,Ltd.

23